

三木市 競争入札参加資格審査申請要領

(令和 6・7 年度 測量・建設コンサルタント等業務 新規登録)

三木市が、令和 6・7 年度 に発注する『測量・建設コンサルタント等業務』（以下「建設コンサルタント等」という。）に係る入札参加資格審査の申請要領は次のとおりです。

1 申請方法

申請用 WEB サイトから申請（電子申請）してください。

※三木市ホームページからアクセスしてください。

※紙での提出は必要ありません。

三木市ホームページ上にある『申請要領及び様式』をダウンロードし必要事項を入力の上、提出に必要な添付書類とともにすべて電子ファイル化（申請書は Excel のまま、その他書類は PDF 化）し、申請期間内に WEB サイトから申請してください。

提出書類は、市指定の様式と同様の内容が記入してあれば、任意様式でも構いません。

2 受付期間

令和 6 年 1 月 5 日（金）から令和 6 年 1 月 19 日（金）

※申請の受付期間を過ぎると、受付ができませんのでご注意ください。

3 資格の有効期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（令和 6・7 年度の 2 年間）

4 申請できない者（欠格要件）

次のいずれかに該当する者は、申請できません。（申請されても受理できません。）

- (1) 令和 6 年 1 月 1 日時点において、営業年数が 2 年未満の者。
- (2) 申請日時点において、入札参加希望業務の遂行に必要な能力並びに許認可、登録又は資格がない者。
 - ① 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録
 - ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録
 - ③ 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録
 - ④ 地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録
 - ⑤ 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条による登録
 - ⑥ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録
 - ⑦ 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録
 - ⑧ 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条による登録
 - ⑨ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録
 - ⑩ 前各号に掲げるもののほか、業務の遂行にあたり適正な技術者が配置できること。
 - ⑪ 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者であること。
- (3) 次の各税を滞納している者。

- ① 法人の場合 法人税並びに消費税及び地方消費税
(市内に本店又は営業所等を置く者は、前記及び三木市税)
- ② 個人の場合 申告所得税並びに消費税及び地方消費税
(市内に本店又は営業所等を置く者は、前記及び三木市税)
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項(同第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者並びに三木市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者のいずれかに該当する者。

5 提出書類

下記の書類を提出してください。

ア 三木市入札参加資格審査申請書

イ 測量・建設コンサルタント等実績調書(様式②-2)

ウ 営業所一覧表

※ 本店(本社)も省略せず、1行目に記載すること。

エ 技術者経歴書

オ 印鑑証明書 <証明書の交付日が、令和5年10月1日以降のもの。>

【法人】法務局の証明書

【個人】市区町村長の証明書

カ 使用印鑑届

※ 印鑑登録印(実印)以外に使用印鑑がある場合のみ提出すること。

キ 【法人】登記簿謄本(履歴事項全部証明書) <証明書の交付日が、令和5年10月1日以降のもの。>

※ 現在事項全部証明書は不可。

【個人】誓約書

ク 直前決算年度分に係る財務諸表

【法人】直近決算年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(又はこれに準ずるもの)

【個人】令和4年分所得の確定申告書1表の写し及び収支内訳書(全2頁)又は青色申告決算書(全4頁)の写し(個人番号(マイナンバー)については、隠した上でコピーしてください。)

ケ 納税証明書 <証明書の交付日が、令和5年10月1日以降のもの。>

【法人】法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署の証明書 様式その3の3)

【個人】申告所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署の証明書 様式その3の2)

※ 市内に本店・支店等を置く事業者は、三木市税の納税証明書(※「滞納なし証明」)も提出すること。(1通300円要)

コ 建設コンサルタント登録証明書等

参加希望業務に対応して、測量法第55条による登録、建築士法第23条による登録、建設コンサルタント登録規程第2条による登録、地質調査業者登録規程第2条による登録、補償コンサルタント登録

規程第 2 条による登録、不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条による登録、土地家屋調査士法第 8 条による登録、司法書士法第 8 条による登録、計量法第 107 条による登録若しくはその他事業に必要な許認可・登録等を証明するものを添付すること。

サ 委任状（任意様式可）

6 問合せ先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市 総務部 財政課 契約係

☎ 0794-82-2000（内線2453・2454）